

令和4年2月3日

保護者の皆様へ

名古屋市

利用者負担額（保育料）の減額にかかる手続きについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、登園を控えた日の利用者負担額（保育料）の減額にかかる手続きについては、下記のとおりとなります。

記

1 保育料の減額対応期間について

令和4年1月25日（火）から令和4年2月13日（日）まで

※上記期間以外（臨時休園除く）の登園を控えた日については減額対象外となります。

2 保育料の減額の認定から還付（又は差引処理）までの流れについて

登園を控えていただく旨の呼びかけを実施した期間（令和4年1月25日（火）から令和4年2月13日（日）まで）中の利用者負担額（保育料）については、当該期間中に登園しなかった日数（1日単位）に応じて減額いたします。

【減額の決定】

対象となる世帯への迅速な還付（又は差引処理）を行うために、各施設・事業所からの保育利用状況報告をもって減額金額の決定をおこないます。

保護者の皆様については、登園状況等の書類の提出は不要となりますが、当該期間中の登園状況について、利用する保育所等に出欠の連絡を適切に行っていただくようお願いいたします。

なお、減額の対象となる方については、決定後「保育実施停止承諾決定通知書」をお送りします。

【還付（又は差引処理）】

一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、以下の時期に還付（又は差引処理）を行います。多くのお子さん対象となるため、処理にお時間をいただく見込みです。あらかじめご了承ください。

減額期間	還付（又は差引処理）時期
1月分 (令和4年1月25日から1月31日まで)	日割りにより発生した差額を3月の保育料で差引処理
2月分 (令和4年2月1日から2月13日まで)	4月上旬に還付 【口座振替をご利用の方】 引き落とし口座へ還付（又は差引処理） 【納付書払いの方】 保護者の口座へ還付（又は差引処理）

※1_納付書払いの方については、還付（又は差引処理）を行うにあたり、差額分を還付する口座情報等の書類を提出いただき還付（又は差引処理）の処理を行います。

※2_一旦月額全額を納めていただいたうえで、差額分の還付（又は差引処理）を行うため、納付状況により別途手続きが必要となる場合があります。

※3_※1 又は※2 の手続きが必要となる場合は、改めてお住まいの区の区役所民生子ども課よりご連絡させていただきます。

※4_認定こども園、地域型保育事業を利用の保護者様については、利用する施設・事業所からの還付（又は差引処理）となりますので、直接ご確認ください。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528